

茨城県道路ボランティア支援事業用具支給及び貸与規定

第1条 この規定は、茨城県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）におけるボランティア活動を支援するため、予算の範囲内で行う道路の清掃，美化活動に必要な用具（以下「用具」という。）の支給及び貸与について必要な事項を定めるものとする。

第2条 支給又は貸与する用具の種類は次のとおりとする。

区分	用具の種類
支給する用具	軍手，ごみ袋等繰り返し使用できない用具。
貸与する用具	刈払機，竹ぼうき等繰り返し使用できる用具。

第3条 用具の支給又は貸与を受けようとするときは、道路ボランティア申込書（様式1）を土木事務所，工事事務所又は工務所の長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 道路ボランティア申込書を提出できる者は、県管理道路において除草活動を含む清掃，美化等のボランティア活動を行い，又は行おうとする自治会等の地域住民団体又は企業，その従業員の団体又は個人とする。

第4条 前条の申し出が適当と判断した場合は、所長は傷害保険の加入手続きを行った後、用具を支給又は貸与するものとする。

第5条 作業終了後は、速やかに所長の立会のもとに用具を返却するものとする。

第6条 用具の支給及び貸与の受払については、任意の受払簿により行うものとする。

第7条 この規定に定めのない事項については、別途関係者が協議して定めるものとする。

付 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。